



2026年7月13日
共同養育支援議員連盟総会
提出資料

改正民法施行後3カ月経過後の状況を踏まえ 共同養育支援議員連盟の先生方へ現状の報告と要望

2026年7月13日

別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク

本日のAgenda



- ① 改正民法施行後の別居親当事者アンケート結果
- ② 別居親の学校行事参加に関して
- ③ DV等支援措置の改善検討のお願い

①改正民法施行後の別居親当事者アンケート 概要



改正民法成立後、約2年に及ぶ施行準備を経て、本年4月、いよいよ改正民法が施行されました。
ここまで国会議員の先生方、関係府省庁の皆様のご尽力で施行日を迎えられましたこと、御礼を申し上げます。
さて、施行から3か月を経過し、家庭裁判所の実務に関しては、別居親当事者より「家裁の運用が変わった」との声がある一方、「まだまだ変わっていない」との声も多く寄せられています。
そこで親子ネットでは、現在、家庭裁判所で係争中の当事者を対象に法施行後の家庭裁判所の対応に関してアンケートを実施しました。施行から3か月ということもあり、まだまだ、実態が明らかになっている状況ではありませんが、現時点での調査結果を報告させていただきます。
今後の対応に関して、ご検討の材料としていただきますと幸いです。

アンケート回答数：100名

アンケート対象者：家庭裁判所で現在係争中の親子ネット会員など別居親当事者

アンケート期間：2026年6月27日-2026年7月8日

【アンケート結果①】現時点の当事者の状況

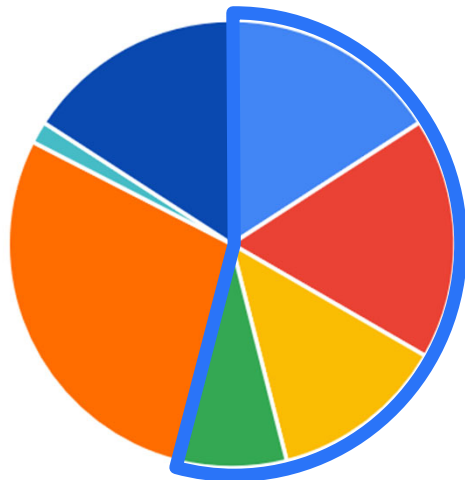
◆アンケート回答数 : 100名

◆上記の内、離婚（調停・審判）、親権者変更、監護の分掌の家裁手続きを実施している回答者数 : 62名

※現状を正確に表すため、親子交流や監護者指定などを除いて集計対象した。「当事者からの報告」には含む。

◆現時点の裁判所での期日回数

係争中当事者の現時点での期日回数



まだ入っていない	16.4%
1回	18.0%
2回	13.1%
3回	8.2%
4回以上	29.5%
判決済	1.6%
回答なし	16.4%

3回以下の合計 : 55.7%

アンケート結果によれば、現時点での期日回数は3回以下が56%とほぼ半数が調停の初期段階と思われます。4回以上の回答者は30%であり、改正民法施行前から家裁手続きに入っていた当事者と思われます。

【アンケート結果②】当事者からの報告/共同親権関連



- ・具体的に共同親権になった場合の子供達の住所をどうしたいか？夫婦関係、意思疎通が可能か？など離婚訴訟期日で裁判官から質問があった。
 - ・相手との信頼関係が構築されておらず協力していくことは難しいため、共同親権は相当ではないという主張に対して、具体的な根拠を書面に示すように指示が出た。
 - ・単独親権を頑なに主張する相手方に対して、裁判官から共同親権に関する促しがあった。その上で双方に対して共同親権の考えをまとめて準備書面を提出するように指示が入った。
 - ・「同居親の同意がなければ共同親権にならないのであきらめて欲しい。」と言われた。
 - ・「相手が拒否していれば共同親権にはできないですよ」と言われた。
 - ・調停委員から「共同親権に関して相手が拒否している。調停委員の私達にはこれ以上どうしようもない。」と言われた。
 - ・次回期日までに、「なぜ共同親権を望むのか、まとめて書面を提出してほしい」と宿題を出された。一方、進学予定の高校に関して夫婦間で合意済と説明したにも関わらず、「この先共同親権になると、高校進学先で意見相違があると、子が困る状況が想定されるから、単独親権を検討できないか」との発言があった。
 - ・相手方から出された和解案に共同親権が記載され、当方も同意している状況で、16歳の二女に、共同親権が妥当か否か判断するため尋問を行うとの発言がありました。原告と被告が同意した状況で、なぜ単独親権の可能性を考慮し子供に尋問までするのかと思った。
 - ・家裁は共同親権、共同養育を重視している傾向は感じますが、実態はまだ試行錯誤という印象を受けている。
 - ・裁判官からは、共同親権制度について「始まったばかりで運用の実例が乏しく、現時点では判断が難しい」との見解が示され、その上で、親権に関する解決を目指すのであれば、まずは面会交流の実績を着実に積み重ね、その後に親権者変更の申し立てはどうかと言われた。
 - ・裁判官に「共同親権を含めた法改正の説明を相手方にしてほしい」ことをお伝えしたが、「説明はしない。ご自身で主張書面の中でする分には止めない」と言われた。
- ・「なぜ共同親権を求めるのか」書面での主張を求められている段階の事案が多い。
 - ・「相手方の同意がないと共同親権にならない」など正確ではないと思われる発言がある。
 - ・慎重に過ぎる調停進行も散見される。
 - ・調停段階でも裁判所側からの共同親権などの改正民法の説明はほぼなされていない。

【アンケート結果③】当事者からの報告/親子交流関連



- ・相手方が親子交流に終始非協力的だったが、審判期日の裁判官・調査官は「親子交流をすべきであることを前提に、障害は何か。どうやったら実現できるか」を主要論点として設定してくれた。
- ・親子交流の条件で、妻は月1回1時間のみとの主張を頑なに続けていたが、調停中裁判官が現れ、1時間半以上に渡って妻を説得し、2時間の条件に変更してくれた。結果、6歳の娘は私との交流にも慣れ、「パパだいすき、次は3時間がいい」など私との関係充実を求めてくれるようになった。
- ・親子交流の合意書を作成する場面で、こちらの希望する学校行事の参加は妨げない、などを裁判官自らが手直して作成してくれるなど子の福祉の内容にシフトしているように感じた。
- ・第三者機関を必要とする場合の費用は個人的感情で交流制限をかけている妻が負担すべきとの意見をくれた。
- ・「相手方が会わせたくないと思ったら何をして会えないよ？お願いしないと」と調査官に言われた。
- ・「親権と面会交流の実現性は関係がない」、「共同親権を要求しない方が面会交流は進展する可能性が高い」と調停委員から説明があり、共同親権制度に期待しないよう釘を刺された。
- ・試行的親子交流が実施された。
- ・2回目の施行面会を、裁判官が何度も相手に促してくれた。こちらよりの審判を出すと相手に言っていた。
- ・法改正後、試行的親子交流を提案したが裁判官が消極的で実施されない。このままなら間接交流になりそう。
- ・試行的親子交流は迅速に行われたい。去年の6月から主張し、4月にも夏休みまでにして欲しいと要望したが、「そんな無理よ」と回答された。
- ・何ヶ月もかけて、親子交流調停をしていたら時間がかかり、片親阻害がすすむ。試行的交流を即時行うように求めたが、従来通り、調停、調査官調査という流れになった。改正民法の趣旨に反していると訴えたがダメだった。
- ・親子交流審判において、裁判所での試行的親子交流を求めたところ、裁判官から「基本的に、試行的親子交流を裁判所で実施するのは、すでに直接交流が行われており、その上で条件面に多少の不安がある場合に、その点の確認のために行うのが一般的である」と説明された。
- ・親子交流に関しては、実現に積極的な事案がある一方、消極的な事案もなお存在する。
- ・試行的交流に関しては、事案により評価は難しいが、裁判所が間違えた説明をするのは問題ではないか。

【アンケート結果④】当事者からの報告/相互協力義務他



- ・明確な義務違反や審判違反があるにもかかわらず、取り上げてくれない。
- ・父母の相互協力義務が明文化されたが、相手方が違反しても家裁は相手方に伝えるのみで改善されない。
- ・調査官や書記官は父母の相互協力義務違反の主張に対して、スルーを行い、相手方にも特段つたえない。紛争を解決する気がない。
- ・4月末に離婚調停期日（2回目）が入り、離婚に伴う親権者の指定（共同親権）や、試行的親子交流を求めようとしたところ、相手方・代理人ともに連続で不出頭だったため、不成立となって終わった。裁判官に「相手方の不出頭による離婚協議拒否は父母間の人格尊重協力義務違反となるのではないか」と尋ねたところ「改正法は理解しているが、この場では判断しない」との回答だった。
- ・共同親権導入により、親子交流に関しては相互協力義務が浸透してきていると変化を感じた。
- ・以前の離婚調停中の急迫の事情のない子供の連れ去り時、当時は単独親権のみしか選べなかったため、将来的に親子交流の頻度や時間を増やしていく条件で断腸の思いで調停離婚に応じたが、結局、月1回のまま相手が譲らない現状であった。改めて、指摘したところ「離婚条件と違う。自分の都合で子供のことを考えていない」と判断され、評議の結果、相手側に週単位での子どものスケジュールを出すように指示があった。
- ・民法が改正されてから1回目（申立してから4回目）の期日が5月にあった。裁判官がはじめて、相手方の家を出ていった経緯の陳述書の提出を相手方に求めた。相手方はDVがあったと主張しているが、出ていった経緯に、DVや緊急性があったかが、判断の基準に組み込まれると考えられる。
- ・親子交流中に祖父母に会わせないとする相手方の主張をそのまま私に伝えてきた。私は今も親権者のため、「親子交流中の行為は日常行為であり、交流中の親権行使に関して相手方が関与するものではない」旨、説明したが、調停委員は法律を根拠に相手方に説明ができない。
- ・父母以外の親族と子との交流調停において、学校行事で祖父母が孫と会ったことを調停委員に伝えたら「良いんですか？会っても！？相手方は嫌がるんじゃないですか」と血相変えて言われた。同居親の意に沿うような発言で失望した。全くとって良いほど、共同親権や父母の相互協力義務、子の利益を考えているとは感じられなかった。

- ・父母間の人格尊重・協力義務（改正民法817条の12）に関しては、現時点で効果を示しているとは感じられない。
- ・親子交流中の日常行為に関する親権行使など、調停委員が正確に理解しているとは思えない回答も散見される。

アンケート結果を踏まえた要望



1. 正確ではない発言や旧法を引きずった調停進行の改善

正確でない発言や改正民法で明確化されたにもかかわらず、「相手方が嫌がる」など相手方の意向ありきのような調停進行が散見される。引き続き、家裁職員に改正法の主旨、内容を正確に理解いただくよう対応をお願いしたい。

2. 裁判所による当事者に向けた改正民法に関する説明の実施

初回調停期日にて家庭裁判所側から双方当事者に向け、親権行使のルールや共同親権など、法務省作成パンフレットや関係省庁連絡会議Q&Aなどを用いて改正民法の説明を行ってほしい。

このような説明なく、双方から共同親権に関する主張書面の提出を求めても、「共同親権が子どもの利益vs相手と関わりたくない」などの空中戦となる。

このような説明をした上で、双方の主張を求め、転居、進学先の決定、重大な影響を与える医療行為の決定、財産管理のいずれが疎外要因になっているのかを明確にし、調停手続きを進めることが有益ではないか。

3. 父母間の人格尊重・協力義務（改正民法817条の12）の調停時点での活用

旧法時代、同意のない連れ去り、「離婚に同意するまで子どもに会わせない」などの人質主張、父母間で合意した親子交流の不履行などに対し何ら強制力がない、などの課題に対し、「父母間の人格尊重・協力義務」が明文化されたものと理解している。

私たちとしては、審判で違反した相手方の親権をはく奪することが目的ではなく、相手方のこどもの利益とならない行為を改めてもらう目的で調停手続きの中で活用いただきたい。

家裁職員向け研修はこれまで実施いただいていたとお聞きしておりますが、今一度、「子の利益」に立ち返り、今後の研修などを通じ、家庭裁判所職員の皆様に理解を深めていただくようお願いいたします。

②別居親の学校行事参加

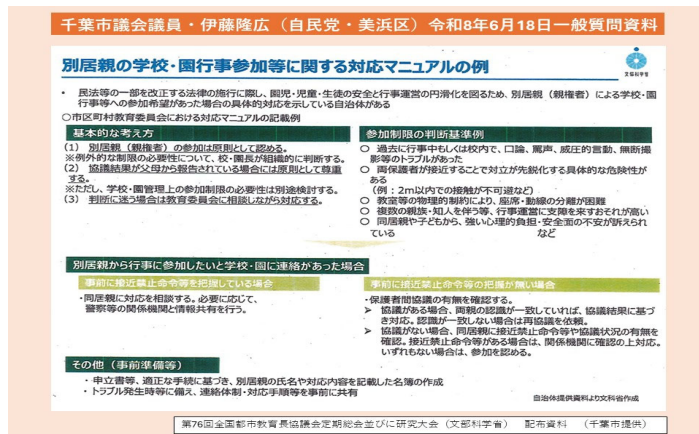
令和8年5月14日開催「全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会」において文部科学省より、別居親の学校・園行事参加等に関する対応マニュアルの例を含む「民法などの一部を改正する法律（令和6年）の施行を踏まえた対応について」の説明がなされたことが確認できました。本年4月9日の議連総会での要望に対し、迅速に対応いただきましたこと、御礼を申し上げます。

千葉県では早速、「文科省の説明資料が確認され、既に各市立学校へ周知した」と対応いただいたことが確認できました（令和8年6月18日千葉市議会本会議）。他方、当該資料の存在さえ、確認されていないと思われる自治体も散見されます。

引き続き、文部科学省からの周知、徹底をお願いします。

■ 別居親の学校・園行事参加等に関する

対応マニュアルの例



■ 他地方議会での答弁例

質疑日	議会名	行政側答弁
令和8年6月11日	世田谷区議会 ・共同親権施行に伴う別居親の学校行事参加について	・関係法令を踏まえつつ、必要に応じて -保護者間の共通認識の確認 -児童相談所や子ども家庭支援センター等の関係機関とも連携し、 個別に適切に対応 していく。
令和8年6月17日	大田区議会 ・「選択的共同親権」施行に際しての教育委員会の対応について	現時点で 詳細な基準が国から示されていない ため、教育委員会としては、個別事案ごとに学校と適切に連携の上、 ケース・バイ・ケースで判断 をしている。

- ・ 学校、自治体ごとに対応が分かれることのないよう、徹底をお願いしたい。特に私立学校では文科省の指針が届いていないとの報告が多く上がっている。
- ・ 自治体からは「保育園に対する国の方針の明示がない。」との意見が上がっている。所管省庁より文科省同様の周知をお願いしたい。
- ・ 現在、示されている方針は、親権者に限る対応となっていますが、非親権者に対しても改正民法における「親の責務」の規定を考慮いただき、指針検討をお願いしたい。

③ DV等支援措置の改善要望

本年4月9日に開催された議連総会を受け、4月15日付で「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行の徹底等について」の事務連絡が発出されたこと、確認いたしました。迅速に対応いただきましたこと、御礼を申し上げます。

■ 令和8年4月15日発出事務連絡（総行住第60号）

総行住第60号
令和8年4月15日

各都道府県住民基本台帳担当部長
各指定都市住民基本台帳担当部長 } 殿

総務省自治行政体制作成課課長
（ 公 印 寄 附 ）

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行の徹底等について

ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）については、平成16年に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写しの交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）、戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令（昭和60年自治省令第1号）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治省第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知、以下「事務処理要領」という。）の一部改正が行われ、それ以降、各市区町村の住民基本台帳担当部局において上記法令等に基づいて統一的な取扱いにより実施されているところである。

各市区町村においては、支援措置の実施に当たり、事務処理要領に基づき、適正に事務を執行いただいているものと承知しておりますが、現況等において、それを満たすため、本通知に支援措置の実施を求める旨の申出がなされているのではないかと懸念がなされていることも踏まえ、下記のとおり留意し、改めて適正な事務の執行を徹底いただきますようお願いいたします。

また、上記の趣旨も踏まえ、令和8年3月28日付け総行住第49号総務省自治行政体制作成課課長から各都道府県住民基本台帳担当部長及び各指定都市住民基本台帳担当部長あて通知（以下「令和8年3月通知」という。）中別紙支援措置申出書の様式の一部を変更しましたので、おたがいで通知します。

各都道府県におかれましては、この旨を承知の上、城内の指定都市を除く市区町村に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し上げます。

- ・ 本通知では「支援措置の実施、延長に当たっては、相談機関の意見を踏まえ、支援の必要性を十分に確認すること」、また、支援措置申出書の様式が変更され、「申出の内容に虚偽の内容が含まれていることが判明した場合、支援措置を終了することがあります。」との文言を追記いただきました。
- ・ これにより、行政側の対応徹底及び虚偽の申請の抑止に一定の効果が期待できますが、この対応のみでは、DVの事実のない他方親排除の手段として利用されている実態は今後も継続すると思われます。更に踏み込んだご検討を要望いたします。

DV等支援措置による被った不利益

2025年12月10日
共同養育支援議員連盟総会提出資料
より抜粋



当事者	内容
40代男性	保育園、小学校の教員達からの阻害、区役所からは加害者扱いされ、 子どもの養育責任を果たせなくなった。
30代男性	家裁・高裁のいずれにおいても、私によるDVや虐待は認められなかった。それにもかかわらず支援措置は 解除されずに継続 され、このまま一生 子どもに会えないのでは という恐怖と絶望感から精神的に深刻な不調をきたしている。
40代女性	全て。子どもが生きているかさえ分らない。役所から加害者のレッテルを貼られ、保険の受取人を子ども（住所が不明）に変更することもできなかった。
50代女性	夫が不貞相手との住所を秘匿するためにDV等支援措置を悪用 された。子どもの居場所が2年以上もわからず、子どもへの連絡も一切できず、その間、元夫は 子どもに不貞相手のことをママと呼ばせていた。
70代女性	可愛い孫に会えなくなった。また息子の悲しさをひしひしと感じ、 自殺をしないかと心配している。
30代女性	離婚無効の調停を申し立てていたが、 調査囑託により判明した住所に申立書が届かないという理由で、裁判所から「取り下げるように」と促され、 やむを得ず取り下げた。離婚無効手続きは一度取り下げると再度申し立てることができず、 結果、親権を失い、子どもとも会えない。
30代女性	元夫によるDVや虐待は認定されているが、子どもの居場所が分からないため、 行政への相談や支援の申し出すら行うことができない。
40代女性	子どもの住所が秘匿されているため、 行政が無料で提供している親子交流支援を受けることができず、結果として経済的にも大きな負担 を強いられている。
40代女性	監護者指定で子どもを取り戻したが、 行政手続きに時間がかかり、子どもが1ヶ月学校へ通えなかった

子どもに会えない、加害者扱いの他、裁判手続きや行政手続きでも不利益を受けている



■ 改正民法に反対意見を表明した弁護士のポスト



弁護士 小魚さかなこ
@KSakanako

フォローする

支援措置は、ありもしないDVを主張して受けることができます。それがどうしたというの？住所を秘匿する効果しかないんだから、どうってことないです。双方が申請して、双方に支援措置が認められているケースもあるけど、何の問題もありません。

2022年01月17日 11:59 午後

53 リポスト 37 件の引用 208 いいね



● 真偽が確認されないままに、いたずらにDV等支援措置が適用されている。

- 申立人の立証も加害者とされたものの抗弁の機会もなく、DV等支援措置が適用される。
- DV等支援措置を受けた当事者のうち、裁判所でDV認定された割合は4%。
- 不服申し立てをしても解除されることはなく、理由も示されることはない。

● 一度DV等支援措置が適用されると無期限に延長できる

● 他方親排除の手段として利用されている実態があり、結果、親子の断絶となっている。

- DV等支援措置を適用された当事者のうち、73.5%(75名) が今も子どもに会っていない。

● 裁判所や行政手続き、不利益を被っている事例も多数報告されている。

- ・ DV等支援措置を必要とする当事者が存在すること、制度そのものを否定するものではないが、課題が存在することは改めて明らかとなった。
- ・ 改正民法では親の責務として「こどもを養育する責務」が明確化されたが、DV等支援措置により、合理的な理由なく親の責務を果たせなくなる事案に関して検討が必要ではないか。